平成２２年（フ）第１４９７号
東京都あきる野市原小宮341番地12
破産者　内山　義昭
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６５６号
東京都国立市谷保4255番地の１森久保荘101
破産者　木村　捷治
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６８５号
横浜市港北区北新横浜２丁目５番13号
破産者　有限会社しゅういち
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８８号
神奈川県小田原市酒匂６丁目１番45号
破産者　有限会社オー・ピー・エス
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１７号
静岡県焼津市駅北３丁目４番８号
破産者　焼津セントラル株式会社
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５６号
静岡県浜松市南区四本松町1200番地
破産者　株式会社ナカケン
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６７８号
静岡県浜松市中区上島４丁目10番22号
破産者　有限会社横田建設
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
愛知県豊橋市談合町115番地
破産者　アーガス工業株式会社
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１９８４号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地１棟104号
破産者　有限会社フォアライフ
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９１７号
広島市安佐南区沼田町大字伴8604番地２202、開始決定時の住所広島市安佐南区伴南４丁目21番15号
破産者　もみじ不動産こと　桶本　惠子
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９１８号
広島市安佐南区沼田町大字伴8604番地２202、開始決定時の住所広島市安佐南区伴南４丁目21番15号
破産者　桶本　康明
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２９５号
釧路市鳥取南５丁目７番６号
破産者　奥山　和子
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９８号
さいたま市大宮区浅間町２―78パストラルハイム306、破産開始時の住所さいたま市南区南浦和３丁目22番18号205
破産者　橋爪みゆき
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７１号
埼玉県川口市西青木２丁目４番41―114号
破産者　北條　　茂
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３４号
埼玉県戸田市下前１丁目14番26―304号、旧住所埼玉県戸田市下前１丁目７番13―611号
破産者　紀室　幹雄
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３８号
埼玉県上尾市向山２丁目17番地３　日建シェトワＮＯ２―402、旧住所埼玉県上尾市大字中新井454番地３
破産者　梅澤　正美
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５１号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4373番地３
破産者　川合　健夫
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４７号
横浜市金沢区平潟町11番１―201号
破産者　田中照子こと　金　　照子
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２７７号
神奈川県藤沢市下土棚1043番地　ハウス1009―201
破産者　村田　潤一
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２７８号
神奈川県藤沢市下土棚420番地の１　グレージュ湘南Ｂ202
破産者　指篠　清美
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部